

改正案	現行
<p>（第三次試験受験の要件たる期間に係る実務）</p> <p>第二条 法第十一条第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、左の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。</p> <p>三（略）</p>	<p>（第三次試験受験の要件たる期間に係る実務）</p> <p>第二条 法第十一条第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、左の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行、<u>信託会社</u>、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。</p> <p>三（略）</p>

○輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号）最終改正：平成一二年六月七日政令第三一一号

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第八条 輸出組合は、次の方法による場合を除くほか、負担金等に係る余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第八条 輸出組合は、次の方法による場合を除くほか、負担金等に係る余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>第二十一条 公団は、公団法第二十六条第一項の規定に基づき特定道路債券の発行の認可を受けようとするときは、その都度、その金額及び条件並びに同条第八項の規定により発行に関する事務を外国の銀行又は信託業者に委託しようとするときはその商号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二十一条 公団は、公団法第二十六条第一項の規定に基づき特定道路債券の発行の認可を受けようとするときは、その都度、その金額及び条件並びに同条第八項の規定により発行に関する事務を外国の銀行又は信託会社に委託しようとするときはその商号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p>

○準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）最終改正：平成一三年九月五日政令第二八五号

改正案	現行
<p>(指定勘定) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関（同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(指定勘定) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関（同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用） 第九条（略）</p> <p>2 社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、信用協同組合等を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ為ス協同組合連合会ノ事業」と読み替えるものとする。</p>	<p>（信用協同組合等の債券の募集等に関する法令の適用） 第九条（略）</p> <p>2 社債募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、信用協同組合等を同法第五条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ為ス協同組合連合会ノ事業」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(資金の運用)</p> <p>第八条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第三号の有価証券は、信託会社又は信託業務を営む金融機関への当該有価証券の貸付けを目的とする信託に運用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(連合会の積立金等の運用)</p> <p>第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものであつて有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投</p>	<p>(資金の運用)</p> <p>第八条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項第三号の有価証券は、信託会社への当該有価証券の貸付けを目的とする信託に運用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(連合会の積立金等の運用)</p> <p>第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社への信託（運用方法を特定するものであつて有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する投資顧問業者との同条第四項に</p>

2

(略)

三〇八 (略)

資顧問業者との同条第四項に規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。

2

(略)

三〇八 (略)

規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。

○首都高速道路債券令（昭和三十五年政令第百三十三号）最終改正：平成一四年一二月六日政令第三六三号

改正案	現行
<p>第十八条 公団は、首都高速道路公団法第三十七条第一項の規定に基づき特定首都高速道路債券の発行の認可を受けようとするときは、その都度、その金額及び条件並びに同条第八項の規定により発行に関する事務を外国の銀行又は信託業者に委託しようとするときはその商号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十八条 公団は、首都高速道路公団法第三十七条第一項の規定に基づき特定首都高速道路債券の発行の認可を受けようとするときは、その都度、その金額及び条件並びに同条第八項の規定により発行に関する事務を外国の銀行又は信託会社に委託しようとするときはその商号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、組合を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ事業」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法第三十六条第二項及び第百五条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第百十条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第三条の五 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定農業協同組合」という。）を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一〜三（略）</p>	<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第十条第九項に規定する事業に関しては、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、組合を同法第五条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ事業」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法第三十六条第二項及び第百五条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第百十条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第三条の五 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定農業協同組合」という。）を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一〜三（略）</p>

<p>5 (略)</p> <p>4 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第三号に規定する債券又は第一項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。</p>	<p>四 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）への金銭信託</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>2 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（特定農業協同組合を除く。）は、前項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。</p> <p>3 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の指定するものに限る。）</p> <p>五 (略)</p>
<p>5 (略)</p> <p>4 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第三号に規定する債券又は第一項第五号に規定する受益証券の銀行又は信託会社への信託をすることができる。</p>	<p>四 銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>2 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（特定農業協同組合を除く。）は、前項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号に規定する受益証券の銀行又は信託会社への信託をすることができる。</p> <p>3 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 銀行又は信託会社への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の指定するものに限る。）</p> <p>五 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十八条 公団は、阪神高速道路公団法第三十六条第一項の規定に基づき特定阪神高速道路債券の発行の認可を受けようとするときは、その都度、その金額及び条件並びに国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第三条第二項の規定により発行に関する事務を外国の銀行又は信託業者に委託しようとするときはその商号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十八条 公団は、阪神高速道路公団法第三十六条第一項の規定に基づき特定阪神高速道路債券の発行の認可を受けようとするときは、その都度、その金額及び条件並びに国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第三条第二項の規定により発行に関する事務を外国の銀行又は信託会社に委託しようとするときはその商号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）最終改正：平成一六年五月二六日政令第一八一号

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（資金の運用）</p> <p>第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への信託</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2～8 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（資金の運用）</p> <p>第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2～8 （略）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（法第七十七条第一項の規定を適用しない信託会社） 第七條の二 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社（次条において「特別信託会社」という。）は、次に掲げるものとする。 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一條の十八第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一條の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七條の三第一項第四号に掲げる会社であつて、漁業協同組合連合会の子会社（同法第九十二條第一項において準用する同法第十一條の六第二項に規定する子会社をいう。）であるもの 三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四條の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社（同法第四條第一項に規定する子会社をいう。）であるもの 四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の十七第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。）であるもの 五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三條の二第一項第六号に掲げる会社であつて、長期信用銀行（同法第二</p>	<p>（新設）</p>

条に規定する長期信用銀行をいう。)の子会社(同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。)であるもの及び同法第十六条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、長期信用銀行持株会社(同項各号列記以外の部分に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社(同法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。)であるもの

七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十六条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、銀行(同法第二条第一項に規定する銀行をいう。)の子会社(同条第八項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第五十二条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、銀行持株会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

八 保険業法(平成七年法律第百五号)第百六条第一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社(同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。)の子会社(同条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第二百七十一条の二十二第一項第七号に掲げる会社であつて、保険持株会社(同法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。)の子会社であるもの

九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社(同法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。)であるもの

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第八条 法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社には、適用しない。

2 信託業務を兼営する金融機関（銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいるものを除く。次項において同じ。）及び特別信託会社で宅地建物取引業を営むものについては、前項に規定する規定を除き、法第三条の第二項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

3 信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(信託業務を兼営する金融機関に関する特例)

第八条 法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関には、適用しない。

2 信託業務を兼営する金融機関（銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいるものを除く。次項において同じ。）で宅地建物取引業を営むものについては、前項に規定する規定を除き、法第三条の第二項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

3 信託業務を兼営する金融機関は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

改正案	現行
<p>（法第二条第二項第一号に規定する者）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信託会社</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権）</p> <p>第一条の三 法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権のうち政令で定めるものは、銀行又は前条各号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権とする。</p> <p>（公開買付者の関係者）</p> <p>第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等（銀行、<u>協同組織金融機関</u>及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の四において同じ。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第一号に規定する者）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権）</p> <p>第一条の三 法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権のうち政令で定めるものは、銀行、<u>信託会社</u>又は前条各号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権とする。</p> <p>（公開買付者の関係者）</p> <p>第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等（銀行、<u>協同組織金融機関</u>、<u>信託会社</u>及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の四において同じ。）</p> <p>二 （略）</p>

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店又は主たる事務所(以下この条及び第四十三条の三において「本店等」という。)の所在地(第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十 (略)

257 (略)

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は金融機関(法第六十五条の二第一項に規定する金融機関をいう。)の本店又は主たる事務所(以下この条及び第四十三条の三において「本店等」という。)の所在地(第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十 (略)

257 (略)

改正案	現行
<p>（基金が業務を委託する場合の要件）</p> <p>第二十八条の二 基金が法第百三十条第五項の規定に基づき、給付及び掛金等に関する業務（以下「受託業務」という。）を信託会社（同項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）<u>、</u>信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）<u>、</u>厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）その他の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。</p> <p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十九条 法第百三十条第五項の規定に基づき、<u>信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会</u>以外の法人に受託業務を委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（基金が業務を委託する場合の要件）</p> <p>第二十八条の二 基金が法第百三十条第五項の規定に基づき、給付及び掛金等に関する業務（以下「受託業務」という。）を信託会社（<u>信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）</u>、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）<u>、</u>厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）その他の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。</p> <p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十九条 法第百三十条第五項の規定に基づき、<u>信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会</u>以外の法人に受託業務を委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(信託又は保険の契約及び投資一任契約)

第三十条 法第三十条の二第一項の規定による信託の契約は、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 信託会社又は信託業務を営む金融機関(以下この条及び次条において「信託会社等」という。)が、当該基金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下らない金額を支払備金として保有するものであること。

イ〜ハ (略)

三 基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社等が受託者たることを辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社等が任務を終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、基金に報告するものであること。

四 (略)

2・3 (略)

(投資一任契約を締結する場合の運用方法を特定する信託の契約)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定による運用方法を特定する信託の契約は、当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用することを内容とするものでなければならない。

2 (略)

(信託又は保険の契約及び投資一任契約)

第三十条 法第三十条の二第一項の規定による信託の契約は、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 信託会社が、当該基金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下らない金額を支払備金として保有するものであること。

イ〜ハ (略)

三 基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社が受託者たることを辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社が任務を終了したときは、信託会社が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、基金に報告するものであること。

四 (略)

2・3 (略)

(投資一任契約を締結する場合の運用方法を特定する信託の契約)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定による運用方法を特定する信託の契約は、当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用することを内容とするものでなければならない。

2 (略)

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)
第四十九条の二 法第五十九条第六項の規定に基づき、連合会がその業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合には、第二十九条第一項に規定する指定法人に委託するものとする。

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)
第四十九条の二 法第五十九条第六項の規定に基づき、連合会がその業務の一部を信託会社、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合には、第二十九条第一項に規定する指定法人に委託するものとする。

改正案	現行
<p>(資金の運用)</p> <p>第十六条 基金の業務上の余裕金の運用は、次の方法により行_うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社(信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関(次項第一号において「信託会社等」という。)への金銭信託</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一 信託会社等への信託</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(資金の運用)</p> <p>第十六条 基金の業務上の余裕金の運用は、次の方法により行_なうものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

○信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）最終改正：平成一六年三月三日政令第三一号

改正案	現行
<p>（債券の募集等に関する法令の適用） 第八条の二（略）</p> <p>2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用金庫又ハ信用金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（債券の募集等に関する法令の適用） 第八条の二（略）</p> <p>2 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に関しては、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第五条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは、「信用金庫又ハ信用金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>

○預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）最終改正：平成一六年四月一日政令第一四六号

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(利息等) 第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〜三 (略) 四 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）に係る信託契約に係る収益の分配 五〜七 (略)</p>	<p>(利息等) 第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一〜三 (略) 四 金銭信託（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）に係る信託契約に係る収益の分配 五〜七 (略)</p>

○農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）最終改正：平成一三年九月二七日政令第三二
 三号

改 正 案	<p>（融資機関）</p> <p>第一条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（削る）</p>
現 行	<p>（融資機関）</p> <p>第一条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 信託会社</p>

改正案	現行
<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条、第五条及び第十六条第二項において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの、<u>信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）又は投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この号において同じ。）を相手方とする証券取引行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）に係るもの</u></p>	<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関、<u>信託会社</u>その他証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条、第五条及び第十六条第二項において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの又は投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この号において同じ。）を相手方とする証券取引行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）に係るもの</p>

二・三 (略)

チ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「旧合併転換法」という。））第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限り。）を含む。）又は信託会社等（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第三条第一項の信託会社等をいう。）を相手方とする証券取引行為で、それぞれ長期信用銀行法第八条若しくは第九条の規定により発行する債券、金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二の規定により発行する債券（旧合併転換法第十七条の二第一項の規定により発行する債券を含む。）又は貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券に係るもの

二・三 (略)

二・三 (略)

チ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「旧合併転換法」という。））第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限り。）を含む。）又は信託会社（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第三条第一項の信託会社をいう。）を相手方とする証券取引行為で、それぞれ長期信用銀行法第八条若しくは第九条の規定により発行する債券、金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二の規定により発行する債券（旧合併転換法第十七条の二第一項の規定により発行する債券を含む。）又は貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券に係るもの

二・三 (略)

○勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）最終改正：平成一六年三月三十一日政令第一〇九号

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関、信託会社及び証券会社並びに預貯金等の範囲 (第一条の二・第二条)</p> <p>第一節の二 第五節 (略)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関、信託会社及び証券会社並びに預貯金等の範囲</p> <p>(金融機関、信託会社又は証券会社の範囲)</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は証券会社は、次のとおりとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関及び証券会社並びに預貯金等の範囲（第一条の二・第二条）</p> <p>第一節の二 第五節 (略)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関及び証券会社並びに預貯金等の範囲</p> <p>(金融機関又は証券会社の範囲)</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関又は証券会社は、次のとおりとする。</p> <p>一 銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>(新設)</p>

第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）

三 (略)

(預貯金等の範囲)

第二条 (略)

2 法第六条第一項第一号の政令で定める合同運用信託は、信託会社又は信託業務を兼営する金融機関が引き受ける金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものとする。

3 (略)

二 (略)

(預貯金等の範囲)

第二条 (略)

2 法第六条第一項第一号の政令で定める合同運用信託は、信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)が引き受ける金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものとする。

3 (略)

○農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）最終改正：平成一五年三月一二日政令第四九号

改正案	現行
<p>（保険金額の計算上含まれる利息等）</p> <p>第十条 法第五十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）についての信託契約に係る収益の分配</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保険金額の計算上含まれる利息等）</p> <p>第十条 法第五十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金銭信託（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）についての信託契約に係る収益の分配</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）最終改正：平成一四年一〇月二日政令第三〇七号

改正案	現行
<p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第二十条第四項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二 九 (略)</p>	<p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第二十条第四項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社</p> <p>三 十 (略)</p>

○森林組合財務処理基準令（昭和五十三年政令第二百八十七号）最終改正：改正なし

改正案	現行
<p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第五条 組合、生産森林組合又は連合会は、余裕金を次の目的以外の目的に運用してはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託</p> <p>五 （略）</p>	<p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第五条 組合、生産森林組合又は連合会は、余裕金を次の目的以外の目的に運用してはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>五 （略）</p>

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）最終改正：平成一六年一月三〇日政令第九号

改正案	現行
<p>（資本取引に係る契約締結等行為）</p> <p>第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（証券取引法第四十七條第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十五條第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等との間の行為を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十二條第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が証券取引法第二條第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同條第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二條第三項に規定する商品投資受益権であるもの並びに担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二條第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結</p> <p>三〇十（略）</p>	<p>（資本取引に係る契約締結等行為）</p> <p>第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（証券取引法第四十七條第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十五條第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等との間の行為を除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二十二條第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が証券取引法第二條第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同條第二項の規定により有価証券とみなされる権利、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二條第三項に規定する商品投資受益権又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二條第六項に規定する小口債権であるもの並びに担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二條第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結</p> <p>三〇十（略）</p>

2
・
3
(略)

2
・
3
(略)

○対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）最終改正：平成一五年一二月三日政令第四七六号

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条（略） 2～5（略） 6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。 一～五（略） 六 信託業法（平成十六年法律第 号）第一条第六項に規定する外国信託会社の事業</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条（略） 2～5（略） 6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。 一～五（略） （新設）</p>
7～9（略）	7～9（略）

○農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）最終改正：平成一六年四月九日政令第一六〇号

改正案	現行
<p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第十一条 組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第十一条 組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

○長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）最終改正：平成一四年三月二〇日政令第五〇号

改正案		現行	
<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条後段の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>（略）</p> <p>第十六条の三 第七項</p>	<p>（略）</p> <p>特定子会社</p>	<p>（略）</p> <p>長期信用銀行法第十三条の二 第二項第十二号に規定する内閣府令で定めるもの</p>	<p>（略）</p> <p>長期信用銀行法第十三条の二 第二項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号</p>
<p>（略）</p> <p>第十六条の三 第一項</p>	<p>（略）</p> <p>前条第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号</p> <p>総株主等の議決権</p>	<p>（略）</p> <p>長期信用銀行法第十三条の二 第二項第一号から第六号まで、第十一号及び第十三号</p> <p>総株主又は総社員の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）</p>	<p>（略）</p> <p>長期信用銀行法第十三条の二 第二項第一号から第四号</p> <p>総株主等の議決権</p>
<p>（略）</p> <p>第十六条の三 第七項</p>	<p>（略）</p> <p>特定子会社</p>	<p>（略）</p> <p>長期信用銀行法第十三条の二 第二項第九号に規定する内閣府令で定めるもの</p>	<p>（略）</p> <p>長期信用銀行法第十三条の二 第二項第一号から第四号</p> <p>総株主又は総社員の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）</p>

<p>(略)</p> <p>第五十三條第三項第三号</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二條の二十 三第一項第十号又は第十一号</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行法第十六條の四第一項第十号又は第十一号</p>	<p>(略)</p> <p>第五十三條第一項第二号</p>	<p>(略)</p> <p>第十六條の二第一項第十一号又は第十二号</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行法第十三條の二第一項第十一号又は第十二号</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二條の二十四第七項</p>	<p>(略)</p> <p>特定子会社</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行持株会社の子会社のうち長期信用銀行法第十六條の四第一項第十号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二條の二十四第一項</p>	<p>(略)</p> <p>前條第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行法第十六條の四第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号</p>
<p>(略)</p> <p>第五十三條第三項第三号</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二條の二十 三第一項第七号又は第八号</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行法第十六條の四第一項第七号又は第八号</p>	<p>(略)</p> <p>第五十三條第一項第二号</p>	<p>(略)</p> <p>第十六條の二第一項第八号又は第九号</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行法第十三條の二第一項第八号又は第九号</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二條の二十四第七項</p>	<p>(略)</p> <p>特定子会社</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行持株会社の子会社のうち長期信用銀行法第十六條の四第一項第七号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>第五十二條の二十四第一項</p>	<p>(略)</p> <p>前條第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号</p>	<p>(略)</p> <p>長期信用銀行法第十六條の四第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号</p>

(略)

(略)

(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二

(略)

(略)

(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二

第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の規定は銀行法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の四の規定は銀行法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の五及び第十六条の六の規定は銀行法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる特例及び必要な事項について準用する。この場合において、施行令第四条第一項本文中「法第二条第八項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第一項」と、「法第二条第十三項」とあるのは「長期信用銀行法第

第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の規定は銀行法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の四の規定は銀行法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の五及び第十六条の六の規定は銀行法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる特例及び必要な事項について準用する。この場合において、施行令第四条第一項本文中「法第二条第八項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第一項」と、「法第二条第十三項」とあるのは「長期信用銀行法第

十六条の四第一項」と、同項第一号二中「法第二条第六項」とあるのは「長期信用銀行法第十七条において準用する法第十六条の第三項」と、「同項」とあるのは「長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号イ」と、同条第二項中「法第二条第十一項」とあるのは「長期信用銀行法第十三条の二第三項」と、同条第五項第三号中「法第二条第九項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の二第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第五項」と、施行令第四条の二第一項第十号中「特定個人銀行主要株主」とあるのは「特定個人長期信用銀行主要株主」と、施行令第七条中「法第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十七条において準用する法第三十四条第一項」と、施行令第八条第二項中「法第四十三条第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条第二項」と、施行令第十五条の三中「法第五十二条の二第一項第一号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二第一項第一号」と、「銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書」と、施行令第十五条の四の見出し中「法第五十二条の九第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の二第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「株式等」とあるのは「株式又は持分」と、施行令第十六条の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは「長期信用銀行法の規定」と、「第六十五条」とあるのは「第二十七条」と、施行令第十六条の二の見出し中「法第五十二

十六条の四第一項」と、同項第一号二中「法第二条第六項」とあるのは「長期信用銀行法第十七条において準用する法第十六条の第三項」と、「同項」とあるのは「長期信用銀行法第十三条の二第一項第八号」と、同条第二項中「法第二条第十一項」とあるのは「長期信用銀行法第十三条の二第三項」と、同条第五項第三号中「法第二条第九項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の二第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第五項」と、施行令第四条の二第一項第十号中「特定個人銀行主要株主」とあるのは「特定個人長期信用銀行主要株主」と、施行令第七条中「法第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十七条において準用する法第三十四条第一項」と、施行令第八条第二項中「法第四十三条第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条第二項」と、施行令第十五条の三中「法第五十二条の二第一項第一号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二第一項第一号」と、「銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書」と、施行令第十五条の四の見出し中「法第五十二条の九第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の二第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「株式等」とあるのは「株式又は持分」と、施行令第十六条の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは「長期信用銀行法の規定」と、「第六十五条」とあるのは「第二十七条」と、施行令第十六条の二の見出し中「法第五十二

二条の十七第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「株式会社」とあるのは「株式又は持分」と、施行令第十六条の四（見出しを含む。）中「銀行を子会社とする外国の持株会社」とあるのは「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」と、同条の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは「法又は長期信用銀行法の規定」と、「第五十二条の十八第一項第二号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の三第二号」と、「第六十三條第七号」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条第八号」と、「第六十五条」とあるのは「長期信用銀行法第二十七条」と、施行令第十六条の五中「法第五十二条の十七第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第二項」と、施行令第十六条の六中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

の十七第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「株式会社」とあるのは「株式又は持分」と、施行令第十六条の四（見出しを含む。）中「銀行を子会社とする外国の持株会社」とあるのは「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」と、同条の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは「法又は長期信用銀行法の規定」と、「第五十二条の十八第一項第二号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の三第二号」と、「第六十三條第七号」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条第八号」と、「第六十五条」とあるのは「長期信用銀行法第二十七条」と、施行令第十六条の五中「法第五十二条の十七第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第二項」と、施行令第十六条の六中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「労働金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第五条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「労働金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p>

○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）最終改正：平成一六年一月三〇日政令第九号

改正案	現行
<p>（信託業務を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等）</p> <p>第十三条の二 法第二十三条の三第三項及び法第三十一条の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>二 （略）</p> <p>2 法第二十三条の三第三項及び法第三十一条の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、同条ただし書に規定する顧客に対する金銭の貸付けの媒介及び有価証券の貸付けの代理とする。</p>	<p>（信託業務を営む投資顧問業者が行うことのできる貸付け等）</p> <p>第十三条の二 法第二十三条の三第三項及び法第三十一条の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信託会社</p> <p>三 （略）</p> <p>2 法第二十三条の三第三項及び法第三十一条の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十条の政令で定める行為は、同条ただし書に規定する顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限る。）及び有価証券の貸付けの代理（同項第七号イに規定するものに限る。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（信託、保険又は共済の契約及び投資一任契約）</p> <p>第十八条 法第二百二十八条第三項の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 当該契約の内容がイからニまでに該当する信託の契約</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 信託会社（法第二百二十八条第三項に規定する信託会社をいう。）又は信託業務を営む金融機関（以下この条及び第三十条において「信託会社等」という。）が、当該基金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下らない金額を支払備金として保有するものであること。</p> <p>(1) (3)（略）</p> <p>ハ 基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社等が受託者たることを辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社等が任務を終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、基金に報告するものであること。</p> <p>ニ（略）</p> <p>二 当該契約に係る信託財産に関し投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する</p>	<p>（信託、保険又は共済の契約及び投資一任契約）</p> <p>第十八条 法第二百二十八条第三項の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 当該契約の内容がイからニまでに該当する信託の契約</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）が、当該基金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下らない金額を支払備金として保有するものであること。</p> <p>(1) (3)（略）</p> <p>ハ 基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社等が受託者たることを辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社等が任務を終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、基金に報告するものであること。</p> <p>ニ（略）</p> <p>二 当該契約に係る信託財産に関し投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する</p>

<p>3 3 6 (略)</p>	<p>場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号ロから二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、<u>信託会社等</u>が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(積立金の運用)</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一 <u>信託会社等</u>への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2 基金は、前項第三号の規定により第十八条第三項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金について、<u>信託会社等</u>と同条第一項第二号に規定する信託の契約を締結しなければならない。</p>
<p>3 3 6 (略)</p>	<p>場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号ロから二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、<u>信託会社</u>が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(積立金の運用)</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一 <u>信託会社</u>への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二 五 (略)</p> <p>2 基金は、前項第三号の規定により第十八条第三項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金について、<u>信託会社</u>と同条第一項第二号に規定する信託の契約を締結しなければならない。</p>

○商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）最終改正：平成一六年三月二四日政令第五七号

改正案	現行
<p>（商品投資販売業者の資本の額又は出資の総額） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二条第一項第一号に掲げる商品投資に係る商品投資販売業を営む法人に関する法第六条第一項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる法人であつて、その販売する商品投資受益権の内容を確定するために運用法人又は信託会社（法第四十八条第二項に規定する信託会社をいう。第十四条第一項において同じ。）若しくは信託業務を兼営する金融機関と協議を行うことのあるもの 五億円</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の政令で定めるものは、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社、<u>保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保</u></p>	<p>（商品投資販売業者の資本の額又は出資の総額） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二条第一項第一号に掲げる商品投資に係る商品投資販売業を営む法人に関する法第六条第一項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる法人であつて、その販売する商品投資受益権の内容を確定するために運用法人又は信託会社若しくは信託業務を兼営する銀行と協議を行うことのあるもの 五億円</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の政令で定めるものは、銀行、<u>信託会社</u>、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、<u>保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規</u></p>

2
(略)
険会社等（法人でない者を除く。）及び信託会社とする。

2
(略)
定する外国保険会社等（法人でない者を除く。）とする。

○商工組合中央金庫法第二十八条ノ七の債券の募集の受託等に関する政令（平成五年政令第三十号）最終改正：平成五年八月四日政令第二七
三号

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 法第二十八条ノ七第一項に規定する業務に関しては、担保付社債 信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において 準用する場合を含む。）の適用については、商工組合中央金庫を同 法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を 受けることができる会社とみなす。この場合においては、次の表の 上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、そ れぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 法第二十八条ノ七第一項に規定する業務に関しては、担保付社債 信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において 準用する場合を含む。）の適用については、商工組合中央金庫を同 法第五条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受ける ことができる会社とみなす。この場合においては、次の表の上欄に 掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞ れ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>3 (略)</p>

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）最終改正：平成一四年一〇月二日政令第三〇七号

改正案	現行
<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第一条第一項第一号に掲げる信託契約代理業のうち、前号に規定する信託に係るもの</p> <p>三 法第一条第一項第六号に掲げる業務のうち不動産の売買及び貸借の代理及び媒介</p> <p>四 （略）</p> <p>（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）</p> <p>第四条 法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第 号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。</p> <p>（営業保証金に代わる契約の内容）</p> <p>第五条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用す</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第二条の二 法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に掲げる業務のうち不動産の売買及び貸借の媒介</p> <p>二 信託業法第五条第一項第七号イに掲げる業務のうち不動産の売買及び貸借の代理</p> <p>三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四 （略）</p> <p>（新設）</p>

る信託業法第十一条第三項の契約を締結する場合には、銀行、信用金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二 一年以上の期間にわたって有効な契約であること。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第六条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び供託者（供託者が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき信託業務を営む金融機関のために同条第一項の

（新設）

営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3| 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

4| 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5| 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

6| 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7| 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

（営業保証金の取戻し）

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業

（新設）

務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十五条及び第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 法第八条ノ三の規定により法第一条第一項の認可を取り消された場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合に該当し、かつ、当該信託業務を営む金融機関に係る営業保証金の額（契約金額（法第四条第一項において準用する信託業法第十条第三項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用す

（新設）

る信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3| 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

（信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲）

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む金融機関の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

二 信託業務を営む金融機関の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

（新設）

イ 次に掲げる者が保有している当該信託業務を営む金融機関の株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（（1）に掲げる者が信託業法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は信託業務を営む金融機関である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（信託業法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該信託業務を営む金融機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。次号において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該信託業務を営む金融機関の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 信託業務を営む金融機関によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権(1)に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていないこと。

- (1) 当該信託業務を営む金融機関
(2) 当該信託業務を営む金融機関の役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

2 信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項(第二号イを除く。)中「信託業務を営む金融機関」とあるのは、「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「当該信託業務を営む金融機関の」とあるのは「当該信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者の」とする。

(説明書類に関する規定)

第十条 法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 銀行法第二十一条第一項及び第二項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第

(新設)

- 一 項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）
- 二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項
- 三 農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項
- 四 水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 第八条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第四条第三項の規定により適用する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

（同一人に対する信用の供与）

第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。

一 八（略）

（新設）

（同一人に対する信用の供与）

第三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第四条において準用する信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。

一 八（略）

(合併の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

第十三条 法第六条に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

一 第二条第一号又は第二号に掲げる金融機関 商法第四百十二条第一項

二 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法第五十八條第五項において準用する同法第五十一条第二項

三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項

四〇七 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 法第九条ノ二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条ノ三の規定による法第一条第一項の認可の取消し

(財務局長等への権限の委任)

第十五条 法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託業務を営

(合併の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

第四条 法第六条に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

一 第二条第一号又は第二号に掲げる金融機関 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百条第一項

二 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十八條第五項において準用する同法第五十一条第二項

三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項

四〇七 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第五条 法第九条ノ二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第八条の規定による法第一条第一項の認可の取消し

(財務局長等への権限の委任)

第六条 第二条第七号から第九号までに掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。)及び同条第十三号から第十五号までに掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を

む金融機関に係るものを除く。)は、信託業務を営む金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第四号、第六号及び第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条及び第五条ノ三第一項の規定による認可

二 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第五項及び第八項の規定による届出の受理

三 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令

四 法第四条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

五 法第八条の規定による書類の受理

六 法第八条の二の規定による命令

七 法第八条の三の規定による信託業務の停止の命令

八 第五条第三号並びに第七条第一項及び第二項の規定による承認

九 第六条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

(削る)

地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。)に係る法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)は、これらの金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第四条において準用する信託業法第十七条の規定による報告の提出の求め又は検査(以下この条において「検査等」という。)の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2|

第二条各号に掲げる金融機関(同条第七号から第九号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするものに限るものとし、同条第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものに限る。)に係る次に掲げる長官権限は、これらの金融機関の本店(同条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては主たる事務所。次項及び第四項において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の

<p>2 前項第四号に掲げる権限（前項に規定する金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。）で信託業務を営む金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託業務を営む金融機関とその業務に関して取引をする者又は当該信託業務を営む金融機関を子会社（信託業法第五条第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該信託業務を営む金融機関と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。</p> <p>3 第一項第四号に掲げる権限で同項に規定する金融庁長官の指定する信託業務を兼営する金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該信託業務を兼営する金融機関と取引する者が個人の場合にあつては、その住所又は居所とする。）を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>4 前二項の規定により、支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該信託業務を営む金融機関の本店</p>	<p>管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、検査等の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第四条において準用する信託業法第十三条第一項の規定による書類の受理</p> <p>二 法第五条第二項の規定による代理店の設置又は廃止の認可</p> <p>三 検査等</p> <p>3 長官権限のうち、検査等の権限で信託業務を営む金融機関の本店以外の営業所又は事務所その他の施設（代理店を含む。以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>4 前項の規定により、信託業務を営む金融機関の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。</p> <p>5 前三項の規定は、第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p>
---	---

等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

第十六条 長官権限のうち、第四条第一項において準用する信託業法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査の権限は、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつては、その住所又は居所とする。）を管轄する財務局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限は、同項に規定する財務局長のほか、信託業務を営む金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

3 第一項に規定する権限で法人である居住者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

6 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（新設）

改正案	現行
<p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第二十二条 組合員又は会員に出資をさせる組合等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）への金銭信託</p> <p>五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、第一項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号若しくは前項第三号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。</p> <p>4 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の</p>	<p>（余裕金運用の基準）</p> <p>第二十二条 組合員又は会員に出資をさせる組合等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、第一項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号若しくは前項第三号に規定する受益証券の銀行又は信託会社への信託をすることができる。</p> <p>4 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銀行又は信託会社への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務</p>

指定するものに限る。）

六（略）

5 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第四号に規定する債券又は第一項第五号若しくは第二項第三号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

6（略）

大臣の指定するものに限る。）

六（略）

5 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第四号に規定する債券又は第一項第五号若しくは第二項第三号に規定する受益証券の銀行又は信託会社への信託をすることができる。

6（略）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（法第四十六条第一項の規定を適用しない信託会社） 第七条の二 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十八第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第八十条の三第一項第四号に掲げる会社であつて、漁業協同組合連合会の子会社（同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>四 信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）第五十四条の十七第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、長期信用銀行（同法第二</p>	<p>（新設）</p>

条に規定する長期信用銀行をいう。)の子会社(同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。)であるもの及び同法第十六条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、長期信用銀行持株会社(同項各号列記以外の部分に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社(同法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。)であるもの

七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十六条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、銀行(同法第二条第一項に規定する銀行をいう。)の子会社(同法第八項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第五十二条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、銀行持株会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

八 保険業法(平成七年法律第百五号)第百六条第一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社(同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。)の子会社(同法第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第二百七十一条の二十二第一項第七号に掲げる会社であつて、保険持株会社(同法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。)の子会社であるもの

九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社(同法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。)であるもの

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第八条 法第四十六条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関及び前条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第八条第三項の規定による届出をしたもの(以下この条において「特別金融機関等」)という。)には、適用しない。

2 不動産特定共同事業を営む特別金融機関等については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令(以下「令」という。)第八条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第八条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 特別金融機関等は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約書を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項(法第五条第一項第五号に掲げるものを除く。)について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約書の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところに

(信託業務を兼営する金融機関に関する特例)

第八条 法第四十六条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関で宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第八条第三項の規定による届出をしたもの(以下この条において「特定金融機関」)という。)には、適用しない。

2 不動産特定共同事業を営む特定金融機関については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令(以下「令」という。)第八条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第八条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 特定金融機関は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約書を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定金融機関は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項(法第五条第一項第五号に掲げるものを除く。)について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約書の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところに

により、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特別金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

より、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定金融機関等が、法第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定金融機関等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

改正案	現行
<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等）</p> <p>第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。第十二条の七を除き、以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行（以下「銀行」という。）</p> <p>二～六 （略）</p>	<p>（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等）</p> <p>第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行</p> <p>二～六 （略）</p>

(異議の催告をすることを要しない債権者)

第九条 法第七十条第三項(法第八十七条第二項、第六十六条第三項及び第七十三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げる債権者とする。

- 一 (略)
- 二 保険金信託業務(法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。)に係る金銭信託の受益者
- 三 (略)

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社の商号、本店又は営業とみなす。

- 一 (略)
- 二 担保附社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、保険会社を同法第五条第一項の規定により担保附社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀行とみなす。この場合において、同法第六条中「銀行事業」とあるのは、「保険会社ノ業務」とする。
- 三 (略)

(保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業保証金の額)

(異議の催告をすることを要しない債権者)

第九条 法第七十条第三項(法第八十七条第二項、第六十六条第三項及び第七十三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げる債権者とする。

- 一 (略)
- 二 法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者
- 三 (略)

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社の商号、本店又は営業とみなす。

- 一 (略)
- 二 担保附社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、保険会社を同法第五条の規定により担保附社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀行とみなす。この場合において、同法第六条中「銀行事業」とあるのは、「保険会社ノ業務」とする。
- 三 (略)

第十三条の二 法第九十九条第八項（法第九十九条（法第二百四十四条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する信託業法（平成十六年法律第 号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。

（営業保証金に代わる契約の内容）

第十三条の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等（法第二百四十四条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる法第九十九条第四項の免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

- 一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。
- 二 一年以上の期間にわたって有効な契約であること。
- 三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

（新設）

（新設）

第十三条の四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一

(新設)

条第六項の権利（以下この条において「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができ

- 2| 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び供託者（供託者が法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき保険金信託業務を行う生命保険会社等のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。
- 3| 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。
- 4| 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5| 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

らない。

6| 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7| 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

（営業保証金の取戻し）

第十三条の五 保険金信託業務を行う生命保険会社等若しくはその承継人又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために営業保証金を供託した者は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の本店等（保険会社にあつては本店又は主たる事務所、外国保険会社等にあつては法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗、免許特定法人（法第二百九条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。）及びその引受社員にあつては法第二百二十条第一項第五号に規定する日本における主たる店舗をいう。第四十七条において同じ。）の位置の変更により法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

（新設）

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ 法第百三十三条又は第百三十四条の規定により法第三条第一項の免許が取り消された場合

ロ 法第二百五条又は第二百六条の規定により法第百八十五条第一項の免許が取り消された場合

ハ 法第二百三十一条又は第二百三十二条の規定により法第二百十九条第一項の免許が取り消された場合

ニ 法第二百三十六条の規定により法第二百十九条第一項の免許がその効力を失った場合

ホ 法第二百七十二条の規定により法第三条第一項又は第百八十条第一項の免許がその効力を失った場合

2| 保険金信託業務を行う生命保険会社等又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等のために営業保証金を供託した者は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合に該当し、かつ、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に係る営業保証金の額（契約金額（同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の六 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該委託者に対し、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3| 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲)

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする

(新設)

(新設)

る。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員（取締役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（1）に掲げる者が信託業法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関（「信託業務を営む金融機関」という。以下この号において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（「信託業法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。」であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権

を保有している者をいう。次号において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の取締役若しくは執行役（これらに類する役職の者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等によってその経営が支配

されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（1）の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に指図することができものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等

(2) 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていない。

2| 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託業務

の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項（第二号イを除く。）中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「当該保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは「当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から信託業務の委託を受けた者の」とする。

（供託金の全部又は一部に代わる契約の内容）

第二十五条 外国保険会社等は、法第九十条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一〇三 （略）

（供託金の全部又は一部に代わる契約の内容）

第三十二条 免許特定法人は、法第二十三條第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一〇三 （略）

（供託金の全部又は一部に代わる契約の内容）

第二十五条 外国保険会社等は、法第九十条第三項の契約を締結する場合には、損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第二十九條第五項の免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一〇三 （略）

（供託金の全部又は一部に代わる契約の内容）

第三十二条 法第十九條第一項の免許を受けた者（以下「免許特定法人」という。）は、法第二十三條第三項の契約を締結する場合には、損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一〇三 （略）

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)、貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百一十一号)、油濁損害賠償保障法施行令(昭和五十一年政令第十一号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百四十八号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成五年政令第十九号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)、疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第三百八十九号)及び信託業法施行令(平成十六年政令第 号)とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(第七号に係る部分に限る。)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条及び油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)、貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百一十一号)、油濁損害賠償保障法施行令(昭和五十一年政令第十一号)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百四十八号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成五年政令第十九号)及び疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第三百八十九号)とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令(第八号に係る部分に限る。)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条及び疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施行令第二十五条及び油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)
第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税率法施行令(昭和二十九年政令第五百十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)
第三十七条の四の四 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税率法施行令(昭和二十九年政令第五百十五号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損

害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、油濁損害賠償保障法第十四条第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行

害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令及び疑わしい取引の届出に関する政令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、油濁損害賠償保障法第十四条第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法

令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関稅定率法施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第百五十九条第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六條、第六條の二及び第十二條、確定給付企業年金法第九十三條、租稅特別措置法施行令第三十九條の三十六、所得税法施行令第七十六條第二項第一号、法人税法施行令附則第十六條第一項、第十七條及び第十八條、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

施行令第六十一条の七第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第七号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条並びに疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第百五十九條第六項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八條第五項及び第三百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六條第三項第一号及び第四号並びに第七十七條第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六條、第六條の二及び第十二條、確定給付企業年金法第九十三條、租稅特別措置法施行令第三十九條の三十六、所得税法施行令第七十六條第二項第一号、法人税法施行令附則第十六條第一項、第十七條及び第十八條、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四條並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四條の規定の適

が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

(保証金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第四十二条 保険仲立人は、法第二百九十一条第三項の契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一・二 (略)

用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項第三号、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

(保証金の全部又は一部に代わる契約の内容)

第四十二条 保険仲立人は、法第二百九十一条第三項の契約を締結する場合には、損害保険会社(外国損害保険会社等及び法第二百九十一条第五項の免許を受けた者の引受社員を含む。第四十四条において同じ。)その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一・二 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員(次項及び第三項において「保険会社等」という。)の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一・二 (略)

三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第四十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社等の子会社(その施設を含む。)、法第九十四条に規定する特殊関係者(その施設を含む。)、保険金信託業務を行う保険会社等とその業務に関して取引をする者(その施設を含む。)(若しくは保険金信託業務を行う保険会社等を子会社とする持株会社(信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。)(以下この項及び次項において「営業所等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地(当該保険金信託業務を行う保険会社等と取引をする者が個人の場合にあつては

(財務局長等への権限の委任)

第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員(次項及び第三項において「保険会社等」という。)の本店、主たる事務所、法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗又は法第二百二十条第一項第五号に規定する日本における主たる店舗(次項及び第三項において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一・二 (略)
(新設)

2 前項各号に掲げる権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は子会社(その施設を含む。)(若しくは法第九十四条に規定する特殊関係者(その施設を含む。)(以下この項及び次項において「営業所等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

12 ～ 23 (略)	<p>、その住所又は居所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 長官権限のうち次に掲げるものは、保険主要株主（第三号に掲げる権限にあつては、保険金信託業務を行う保険会社の主要株主（信託業法第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）及び保険金信託業務を行う保険会社を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいう。）の主要株主とする。以下第十三項までにおいて同じ。）の主たる事務所等又は当該保険主要株主に係る保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査</p>
12 ～ 23 (略)	<p>3～10 (略)</p> <p>11 長官権限のうち次に掲げるものは、保険主要株主の主たる事務所等又は当該保険主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

○号
 ○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）最終改正：平成一六年四月九日政令第一六

改正案	現行
<p>（計画整備組合の余裕金の運用方法） 第二十三条 計画整備組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一・二 （略） 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受け た金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（計画整備組合の余裕金の運用方法） 第二十三条 計画整備組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一・二 （略） 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

○日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）最終改正：平成一五年八月八日政令第三六六号

改正案	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十六条 法第三十九条第二項の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（法第三十九条第一項第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>
現行	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十六条 法第三十九条第二項の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（法第三十九条第一項第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>

○債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）最終改正：平成一六年五月二六日政令第一八一号

改正案	現行
<p>（その他特定金銭債権）</p> <p>第三条 法第二条第一項第二十二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第二条第一項第四号から第七号の二までに掲げる債権の債権者が当該債権の発生の原因である契約の付随的な約定に基づいてその債務者に対して有し、又は有していたその他の金銭債権</p> <p>七～十四 （略）</p>	<p>（その他特定金銭債権）</p> <p>第三条 法第二条第一項第二十二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる債権とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 法第二条第一項第四号から第七号までに掲げる債権の債権者が当該債権の発生の原因である契約の付随的な約定に基づいてその債務者に対して有し、又は有していたその他の金銭債権</p> <p>七～十四 （略）</p>

○国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）最終改正：平成一五年三月二八日政令第一二二二号

改正案	現行
<p>（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い）</p> <p>第二十八条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十七条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する銀行、信託業者又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い）</p> <p>第二十八条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十七条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する銀行、信託会社又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

○疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）最終改正：平成一六年一月三〇日政令第九号

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）以下「貸金業規制法」という。</p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、<u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）</u>第二条第八項に規定する小口債権販売業者（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「小口債権販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）</p>

(第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者(次条において「住宅金融会社」という。)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百六条第三項に規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第二条第十三項に規定する金融先物取引業者(次条において「金融先物取引業者」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者(次条において「参加者」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関(次条において「口座管理機関」という。))及び本邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)次条において「外為法」という。)、第十二条の三第一項に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う者」という。))とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。))の区分に応じ、それぞれ当該

、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。))第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者(次条において「住宅金融会社」という。)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百六条第三項に規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十三項に規定する金融先物取引業者(次条において「金融先物取引業者」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者(次条において「参加者」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関(次条において「口座管理機関」という。))及び本邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)次条において「外為法」という。))第二十二條の三第一項に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う者」という。))とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。))の区分に応じ、それぞれ当該

各号に掲げる業務とする。

一〇八 (略)

九 信託受益権販売業者
益権販売業

信託業法第二条第十項に規定する信託受

十・十一 (略)

(削る)

十二・十九 (略)

各号に掲げる業務とする。

一〇八 (略)

(新設)

九・十 (略)

十一 小口債権販売業者 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業(同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者が同法第二条第六項第二号に規定する特定債権等組合契約の締結を行う営業を含む。)

十二・十九 (略)

○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）最終改正：平成一六年三月一九日政令第四五号

改正案	現行
<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>五 （略）</p> <p>（特定社債に関する法令の適用）</p> <p>第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第二十三条、第三十二条及び第八十二条第三項を除く。）及び担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（平成十六年法律第 号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件</p>	<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第十二条第一項に規定する指定調査機関であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が同法第二条第二項に規定する特定債権等又は当該特定債権等のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ 理事のうち当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの</p> <p>ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>六 （略）</p> <p>（特定社債に関する法令の適用）</p> <p>第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第二十三条、第三十二条及び第八十二条第三項を除く。）及び担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件</p>

(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

表 (略)

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)

第二十六条 法第六十三條の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等(法第三十一條の二第一項に規定する信託会社等を含む。)が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第五十一條(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

表 (略)

2 法第六十三條の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第五十一條(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

表 (略)

(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

表 (略)

(特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え)

第二十六条 法第六十三條第一項の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第五十一條(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

表 (略)

2 法第六十三條第一項の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第五十一條(第四項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

表 (略)

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読み替え)

第四十八条 法第二百三十三条第五項の規定において同条第二項(同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の場合について商法第八十八条の規定を準用する場合には、同条中「本店」とあるのは、「受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所)」と読み替えるものとする。

(業務の委託について準用する法の規定の読み替え)

第五十二条 法第二百三十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第四百四十四条第四項及び第四百四十六条の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十四条第四項	特定目的会社 資産対応証券	受託信託会社等 受益証券
第四百四十六条	特定目的会社 第二百三十三条第三項 及び第四項	受託信託会社等 第二百三十三条第三項 において準用する第百四十四条第三項及び第

(受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読み替え)

第四十八条 法第二百三十三条第三項の規定において同条第二項の場合について商法第八十八条の規定を準用する場合には、同条中「本店」とあるのは、「受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号乃至第十五号ニ掲グル金融機関ナルトキハ主タル事務所)」と読み替えるものとする。

(業務の委託について準用する法の規定の読み替え)

第五十二条 法第二百三十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第四百四十四条第五項及び第四百四十六条の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十四条第五項	特定目的会社 資産対応証券	受託信託会社等 受益証券
第四百四十六条	特定目的会社 第四百四十四条第四項 及び第五項	受託信託会社等 第二百三十三条第三項 において準用する第百四十四条第五項

(財務局長等への権限の委任)

第五十六条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五十三条及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第五十条の三第一項に規定する特定譲渡人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は原委託者(法第六十三条に規定する原委託者をいう。次項及び第三項において同じ。)の本店、主たる事務所又は住所(次項及び第三項において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)又は、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第五十六条第一項(法第五十条の四(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2
2
5

(略)

(財務局長等への権限の委任)

第五十六条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五十三条及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限(信託会社に係るものに限る。))を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等(信託会社を除く。)、特定譲渡人(法第五十条の三第一項に規定する特定譲渡人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は原委託者(法第六十三条第一項に規定する原委託者をいう。次項及び第三項において同じ。)の本店、主たる事務所又は住所(次項及び第三項において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)又は、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第五十六条第一項(法第五十条の四(法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2
2
5

(略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「投資法人債権者」とは、法第三十九条の三に規定する投資法人債権者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「信託会社等」とは、法第四条に規定する信託会社等をいい、「投資法人債権者」とは、法第三十九条の</p>

(法第二条第一項等に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 信託会社等(法第四十九条の二第一項に規定する信託会社等をいう。第十五条第二項及び第二十条第一号イを除き、以下同じ。)(当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。)を除く。)

三(五) (略)

(法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人)

第十一条 法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一(三) (略)

四 信託の引受けを行う業務に関し営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

五・六 (略)

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

三に規定する投資法人債権者をいう。

(法第二条第一項等に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 信託会社等(当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。)を除く。)

三(五) (略)

(法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人)

第十一条 法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一(三) (略)

四 信託の引受けを行う業務に関し銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第八条の支店その他の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

五・六 (略)

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 (略)

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、投資信託委託業者は、内閣府令で定めるところにより、顧客から預託を受けた金銭を、当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等(法第四十条に規定する信託会社等をいう。第二十条第一号イにおいて同じ。)に信託をしなければならない。

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権(株式会社にあっては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号(2)及び(4)から(6)までを除く。)及び第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること(1)に

第十五条 (略)

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、投資信託委託業者は、内閣府令で定めるところにより、顧客から預託を受けた金銭を、当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならない。

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権(株式会社にあっては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号(2)及び(4)から(6)までを除く。)において同じ。)の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること(1)に掲げる者が信託会社等である場合におい

掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。同号イにおいて同じ。）。

(1)～(6) (略)

ロ (略)

二〇五 (略)

(法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定める者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇七 (略)

八 信託会社等及び信託受益権販売業者（信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第十一项に規定する信託受益権販売業者をいう。）

（投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合）

第二十七条 法第二十六条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委

ては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)～(6) (略)

ロ (略)

二〇五 (略)

(法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定める者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇七 (略)

(新設)

（投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合）

第二十七条 法第二十六条第二項（法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。第三号において同じ。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委

託者指図型投資信託（法第四十九条の十一第一項において準用する場合にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九条において準用する場合にあつては外国投資信託）の受益証券を所有している場合

三（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の二 投資信託委託業者は、法第二十六条第三項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二十六条第三項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該受益証券を取得しようとする者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2（略）

（取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）

第二十九条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び法第九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

託者指図型投資信託（法第四十九条の十一において準用する場合にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九条において準用する場合にあつては外国投資信託）の受益証券を所有している場合

三（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の二 投資信託委託業者は、法第二十六条第三項（法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該受益証券を取得しようとする者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2（略）

（取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）

第二十九条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）及び法第九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 八 (略)

九 信託受益権(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 (略)

4 法第二十八条第一項第二号(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)、法第三十条第六項(法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、法第三十二条第二項(法第五十九条において準用する場合を含む。)、法第三十三条第二項(法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。))並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規

(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 八 (略)

九 信託受益権(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。)の取得及び譲渡

十 (略)

4 法第二十八条第一項第二号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)、法第三十条第六項(法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。)、法第三十二条第二項(法第五十九条において準用する場合を含む。)、法第三十三条第二項(法第四十九条の十一及び第五十九条において準用する場合を含む。))並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合に

定を準用する場合について準用する。

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

(法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務)

第三十九条 法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 信託受益権販売業(信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業をいう。)

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している

ついで準用する。

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

(法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務)

第三十九条 法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している

当該信託会社等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該信託会社等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)～(6) (略)

ロ (略)

二～四 (略)

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第四十八条 法第四十九条の十一第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

の 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 法 の 規 定
(略)	(略)	(略)

(特定資産の価格を調査する者)

第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

当該信託会社等の株式に係る議決権の数の合計が、当該信託会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。)

(1)～(6) (略)

ロ (略)

二～四 (略)

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第四十八条 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

の 規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 法 の 規 定
(略)	(略)	(略)

(特定資産の価格を調査する者)

第四十九条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

<p>の規定</p> <p>読み替える法</p> <p>読み替えられる字句</p>	<p>2 法第四十九条の十一第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>ハ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (略)</p>
---	---

<p>の規定</p> <p>読み替える法</p> <p>読み替えられる字句</p>	<p>2 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>ハ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (略)</p>
---	--

(略)
(略)
(略)

(法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為)

第五十条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、信託会社等が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

(法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え)

第五十一条 法第四十九条の十一第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項、第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項において準用する第四十条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する証券取引法第二十七条	投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一第一項において準用する同法第二十七条

(略)
(略)
(略)

(法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為)

第五十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、信託会社等が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

(法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え)

第五十一条 法第四十九条の十一の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項、第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項において準用する第四十条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する証券取引法第二十七条	投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一において準用する同法第二十七条

(略)	(略)	(略)
	引法第四十一条第一項の規定による取引報告書	いて準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書

(法第四十九条の十一)第一項において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者)

第五十二条 法第四十九条の十一)第一項において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該信託会社等又はその取締役若しくは執行役員若しくは理事
- 二 四 (略)

(投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 法第三百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第二十三条、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。)及び担保附社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申

(略)	(略)	(略)
	取引報告書	取引報告書
	引法第四十一条第一項の規定による取引報告書	用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書

(法第四十九条の十一)において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者)

第五十二条 法第四十九条の十一)において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該信託会社等又はその取締役若しくは執行役員
- 二 四 (略)

(投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 法第三百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第二十三条、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。)及び担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(大正十一年法律第六十五号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、投

込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集
 会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債
 権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者
 集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規
 定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字
 句と読み替えるものとする。

読み替える法 令の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(関係行政機関の長との協議等)

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産
 に関し定められる次に掲げるものとする。

一 一五 (略)

十六 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の内
 閣府令

十七 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条
 第一項の内閣府令

十八 一五 (略)

2 (略)

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行わ
 れる次に掲げる規定に基づくものとする。

投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、
 投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資
 法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それ
 ぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債
 券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみな
 す。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句
 で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替
 えるものとする。

読み替える法 令の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(関係行政機関の長との協議等)

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産
 に関し定められる次に掲げるものとする。

一 一五 (略)

十六 法第四十九条の十一で準用する法第十六条の二第一項の内
 閣府令

十七 法第四十九条の十一で準用する法第二十八条第一項の内閣
 府令

十八 一五 (略)

2 (略)

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行わ
 れる次に掲げる規定に基づくものとする。

一〇七 (略)

八 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十九条

九〇十一 (略)

4
5
7 (略)

一〇七 (略)

八 法第四十九条の十一において準用する法第二十九条

九〇十一 (略)

4
5
7 (略)

改正案	現行
<p>(差金の授受を約する取引)</p> <p>第四条 法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条第六項に規定する先物取引及び同法第四百四十五条の五第一項に規定する店頭商品先物取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(金融商品の販売となる行為)</p> <p>第五条 法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(差金の授受を約する取引)</p> <p>第四条 法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条第六項に規定する先物取引及び同法第四百四十五条の五第一項に規定する店頭商品先物取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(金融商品の販売となる行為)</p> <p>第五条 法第二条第一項第十三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 (略)</p>

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百二十八号）（抄）

改正案	現行
<p>（宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関）</p> <p>第十条 法第百二条第一項の政令で定める信託業務を兼営する金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第二百八十三号）第八条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関</p> <p>二 銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとして、引き続き宅地建物取引業を営んでいる信託業務を兼営する金融機関</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>(運用の方法)</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下この号において同じ。）又は信託業務を営む金融機関への信託であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 信託業務を営む金融機関への金銭信託であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約のあるもの</p> <p>ロ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（イ及びハに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託であつてその信託財産を一の法人の発行する社債券又は株券（次号において「一法人の発行する社債券等」という。）の売買のみにより運用することを約するもの</p> <p>三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買</p> <p>イ〜ニ (略)</p>	<p>(運用の方法)</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下同じ。）への信託であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 信託会社（預金保険法第一条第一項に規定する金融機関に限る。）への金銭信託であつて信託業法（大正十一年法律第六十号）第九条の規定により元本の補てんの契約のあるもの</p> <p>ロ 信託会社への金銭信託（イ及びハに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 信託会社への信託であつてその信託財産を一の法人の発行する社債券又は株券（次号において「一法人の発行する社債券等」という。）の売買のみにより運用することを約するもの</p> <p>三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買</p> <p>イ〜ニ (略)</p>

ホ 信託業務を営む金融機関（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関に限る。）の貸付信託の受益証券であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約のあるもの

へ～ナ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(登録の拒否に係る法律)

第四十八条 法第九十一条第一項第二号の政令で定める法律は、担保附社債信託法（明治二十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十六号）、国民年金法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律

ホ 信託会社（預金保険法第一条第一項に規定する金融機関に限る。）の貸付信託の受益証券であつて信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約のあるもの

へ～ナ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(登録の拒否に係る法律)

第四十八条 法第九十一条第一項第二号の政令で定める法律は、担保附社債信託法（明治二十八年法律第五十二号）、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十六号）、国民年金法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法

確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）
及び信託業法（平成十六年法律第 号）とする。

（金融庁長官の権限の委任）

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 銀行 本店（銀行法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものにあつては、同法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店）の所在地

二 十五 （略）

十六 信託会社 本店（信託業法第五十三条第一項の免許又は同法第五十四条第一項の登録を受けたものにあつては、同法第五十三条第一項に規定する主たる支店）の所在地

十七 十九 （略）

二十 資産の流動化に関する法律第百五十条の三第二項に規定する特定譲渡人又は同法第百六十三条に規定する原委託者（前各号及び次号に掲げる者を除く。） 本店若しくは主たる事務所又はその者の住所の所在地

二十一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（一の都道府県の区域内

律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）とする。

（金融庁長官の権限の委任）

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 銀行 本店（外国銀行支店を含む。）の所在地

二 十五 （略）

（新設）

十六 十八 （略）

十九 資産の流動化に関する法律第百五十条の三第二項に規定する特定譲渡人又は同法第百六十三条第一項に規定する原委託者（前各号及び次号に掲げる者を除く。） 本店若しくは主たる事務所又はその者の住所

二十 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（一の都道府県の区域内に

2
2
7
(略) へのみ事務所を有するものに限る。(主たる事務所の所在地)

2
2
7
(略) のみ事務所を有するものに限る。(主たる事務所)

改正案	現行
<p>(債券の募集等に関する法令の適用) 第四条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第五條第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農林中央金庫法 其ノ他ノ法律ノ規定ニ依リ農林中央金庫ガ営ムコトヲ得ル業務」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法第二十六条第二項及び第一百五條第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第一百十條中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(債券の募集等に関する法令の適用) 第四条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第五條の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農林中央金庫法 其ノ他ノ法律ノ規定ニ依リ農林中央金庫ガ営ムコトヲ得ル業務」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法第二十六条第二項及び第一百五條第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第一百十條中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（事業主が締結する信託、生命保険及び生命共済の契約）</p> <p>第二十八条 法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 当該契約の内容がイからニまでに該当する信託の契約</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 信託会社（法第六十五条第一項第一号に規定する信託会社をいう。以下同じ。）又は信託業務を営む金融機関（以下この条及び第四十条において「信託会社等」という。）が、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下回らない金額を支払備金として保有するものであること。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ハ 事業主が当該契約を解除し、若しくは信託会社等が受託者を辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社等が任務を終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、事業主に報告するものであること。</p> <p>ニ（略）</p> <p>二 当該契約に係る信託財産の運用に関し、法第六十五条第二項の規定により投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第一条第三項に規定</p>	<p>（事業主が締結する信託、生命保険及び生命共済の契約）</p> <p>第二十八条 法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 当該契約の内容がイからニまでに該当する信託の契約</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）が、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下回らない金額を支払備金として保有するものであること。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ハ 事業主が当該契約を解除し、若しくは信託会社が受託者を辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社が任務を終了したときは、信託会社が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、事業主に報告するものであること。</p> <p>ニ（略）</p> <p>二 当該契約に係る信託財産の運用に関し、法第六十五条第二項の規定により投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第一条第三項に規定</p>

する者をいう。以下同じ。)と投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結する場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号ロから二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 当該契約に関し事業主が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

2 (略)

(基金が締結する信託の契約)

第四十条 法第六十六条第一項の規定による信託の契約は、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 信託会社等が、当該基金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下回らない金額を支払備金として保有するものであること。

イ〜ハ (略)

三 基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社等が受託者を辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社等が任務を終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、基金に報告するものであること。

四 (略)

する者をいう。以下同じ。)と投資一任契約(同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結する場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号ロから二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 当該契約に関し事業主が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

2 (略)

(基金が締結する信託の契約)

第四十条 法第六十六条第一項の規定による信託の契約は、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 信託会社が、当該基金の毎事業年度の末日において、次に掲げる金額の合計額を下回らない金額を支払備金として保有するものであること。

イ〜ハ (略)

三 基金が当該契約を解除し、若しくは信託会社が受託者を辞任し、又は当該契約に係る信託が終了し、若しくは信託会社が任務を終了したときは、信託会社が、当該契約に係る信託財産について精算し、厚生労働省令で定める書類を作成し、速やかに、基金に報告するものであること。

四 (略)

2 法第六十六条第二項の規定による信託の契約は、その内容が前項第二号から第四号までに該当し、かつ、次の各号に該当するものでなければならぬ。

一 (略)

二 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

(事業主等が業務を委託する場合の要件)

第六十六条 事業主等が法第九十二条の規定に基づき、受託業務を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合には、確定給付企業年金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

(指定法人)

第六十七条 事業主等が法第九十二条の規定に基づき、受託業務を信託会社等、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人(以下「指定法人」という。)に委託しなければならない。

一〜三 (略)

2・3 (略)

2 法第六十六条第二項の規定による信託の契約は、その内容が前項第二号から第四号までに該当し、かつ、次の各号に該当するものでなければならぬ。

一 (略)

二 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

(事業主等が業務を委託する場合の要件)

第六十六条 事業主等が法第九十二条の規定に基づき、受託業務を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合には、確定給付企業年金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

(指定法人)

第六十七条 事業主等が法第九十二条の規定に基づき、受託業務を信託会社、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人(以下「指定法人」という。)に委託しなければならない。

一〜三 (略)

2・3 (略)

○担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の承諾の手続等を定める政令（平成十四年政令第五十一号）最終改正：改正なし

改正案	現行
<p>担保附社債信託法施行令</p> <p>（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第一条 担保附社債信託法（以下「法」という。）第八条ノ二において準用する信託業法（平成十六年法律第 号）第十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 信託会社（法第一条に規定する信託会社をいう。以下同じ。）の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）又は使用人</p> <p>二 信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が保有している当該信託会社の株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（①に掲げる者が信託業法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関（「信託業務を営む金融機関」という。以下この号において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（信託業法第五条第五項に規定する議決権をい</p>	<p>担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手続等を定める政令</p>

う。以下同じ。)であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。)の数の合計が、当該信託会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)である場合におけるその役員及び主要株主(法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。次号において同じ。)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。)

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等(法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。)

「及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等(法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同

じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該信託会社の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 信託会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（1の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができ、又はその行使を除外するものを含む。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該信託会社

(2) 当該信託会社の役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であ

つた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていない。

- 2) 信託会社が法第八条ノ二において準用する信託業法第二十一条第一項の規定により担保附社債に関する信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項（第二号イを除く。）中「信託会社」とあるのは、「信託会社から担保附社債に関する信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「当該信託会社の」とあるのは「当該信託会社から担保附社債に関する信託業務の委託を受けた者の」とする。

〔情報通信の技術を利用する方法〕

- 第一条 信託会社は、法第八条ノ二において準用する信託業法第二十九条第四項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第八条の二において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔社債原簿の謄本の交付に係る電磁的方法〕

- 第一条 委託会社は、担保附社債信託法（以下「法」という。）第四十一条第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該受託会社に対し、その用いる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 2 前項の規定による承諾を得た委託会社は、当該受託会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該受託会社に対し、法第四十一条第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受託会社が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔社債原簿の謄本の交付に係る電磁的方法の規定の準用〕

第三条 前条の規定は、委託会社が法第四十一条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

（議事録の謄本の交付に係る電磁的方法の規定の準用）

第四条 第一条の規定は、受託会社以外の者が法第六十二条第二項において準用する法第四十一条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

（新設）

（議事録の謄本の交付に係る電磁的方法の規定の準用）

第一条 前条の規定は、法第六十二条第二項において法第四十一条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「委託会社」とあるのは、「受託会社以外の者」と読み替えるものとする。

○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）最終改正：平成一六年三月三十一日政令第一〇七号

改正案	現行
<p>（金融業に係る業務）</p> <p>第五条 法第三条第十二号の政令で定める業務は、次に掲げる事業に係る業務とする。</p> <p>一 銀行業又は無尽業</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業</p> <p>五（略）</p> <p>六 信託業、信託契約代理業又は信託受益権販売業</p> <p>七・八（略）</p>	<p>（金融業に係る業務）</p> <p>第五条 法第三条第十二号の政令で定める業務は、次に掲げる事業に係る業務とする。</p> <p>一 銀行業、信託業又は無尽業</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業、証券金融業又は小口債権販売業</p> <p>五（略）</p> <p>六（新設）</p> <p>六・七（略）</p>

改正案	現行
<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 法第二十四条に掲げる金融機関等（以下「信託受益権販売業者」という。） <small>信託業法（平成十六年法律第 号）第二十条第十項に規定する信託受益権販売業者</small></p> <p>九 法第二十六条に掲げる金融機関等（以下「<u>抵当証券業者</u>」という。） <small>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第一条第一項に規定する<u>抵当証券業</u></small></p> <p>十 法第二十七条に掲げる金融機関等（以下「<u>商品投資販売業者</u>」という。） <small>商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する<u>商品投資販売業</u>（削る）</small></p> <p>十一〜十九 (略)</p>	<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 法第二十五条に掲げる金融機関等（以下「<u>抵当証券業者</u>」という。） <small>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第一条第一項に規定する<u>抵当証券業</u></small></p> <p>九 法第二十六条に掲げる金融機関等（以下「<u>商品投資販売業者</u>」という。） <small>商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する<u>商品投資販売業</u></small></p> <p>十 法第二十七条に掲げる金融機関等（以下「<u>小口債権販売業者</u>」という。） <small>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第一条第七項に規定する<u>小口債権販売業</u>（同法第六十四条の規定により<u>小口債権販売業者</u>とみなされる<u>特定債権等譲受業者</u>が同法第二十六条第一号に規定する<u>特定債権等組合契約の締結を行う営業を含む</u>。）</small></p> <p>十一〜十九 (略)</p>

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一・二 (略)

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律第一条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四 信託の受益者の指定又は変更（証券取引法第二条第八項第一号に規定する行為及び第十一号に掲げる行為に係るものを除く。）

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一・二 (略)

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、商品投資に係る事業の規制に関する法律第一条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する小口債権（以下「小口債権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四 信託の受益者の指定又は変更（証券取引法第二条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）

五〇十 (略)

十一 信託業法第二十条第十項に規定する信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行うことを内容とする契約の締結

十二〇十六 (略)

(削る)

十七〇二十九 (略)

2・3 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第六条 法第十二条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限

(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)

(で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売業者及び抵当証券業者(以下この条において「銀行等」という。))

に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

五〇十 (略)

(新設)

十一〇十五 (略)

十六 小口債権の販売を内容とする契約の締結若しくはその代理若しくは媒介又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項第二号に規定する特定債権等組合契約の締結若しくはその代理若しくは媒介

十七〇二十九 (略)

2・3 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第六条 法第十二条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限

(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)

(で、銀行、信用金庫、信用協同組合及び抵当証券業者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(主たる外国銀行支店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 長官権限のうち法第七条及び第八条第一項に定めるもの（法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（代理店の営業所その他の施設を含む。以下この条において「支店等」という。）に対するものは、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 (略)

(削る)

2 長官権限のうち法第七条及び第八条第一項に定めるもの（法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所又は営業所その他の施設（代理店の営業所又はその他の施設及び従たる外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。以下この条において「支店等」という。）に対するものは、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 (略)

（小口債権販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十三条 金融庁長官及び経済産業大臣は、小口債権販売業者に対する法第七条及び第八条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2| 小口債権販売業者に対する長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3| 第六条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で小口債権販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に対するものについて準用する。

<p>第十三条 (不動態特定共同事業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 不動態特定共同事業者に対する長官検査等権限及び法第七条及び第八条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、法第十三条第一項第八号に規定する主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第七条の規定により不動態特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料</p>	<p>第十四条 (不動態特定共同事業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 不動態特定共同事業者に対する長官検査等権限及び法第七条及び第八条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、法第十三条第一項第九号に規定する主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第七条の規定により不動態特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料</p>	<p>4] 小口債権販売業者に対する法第七条 第八条第一項及び第九条に定める経済産業大臣の権限は、小口債権販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>5] 小口債権販売業者に対する法第七条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は法第八条第一項の規定による質問若しくは立入検査（以下この条において「検査等」という。）で小口債権販売業者の従たる営業所に関するものについては、前項に規定する経済産業局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長も行うことができる。</p> <p>6] 前項の規定により、小口債権販売業者の従たる営業所に対して検査等を行った経済産業局長は、当該小口債権販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、検査等を行うことができる。</p>	<p>4] 小口債権販売業者に対する法第七条 第八条第一項及び第九条に定める経済産業大臣の権限は、小口債権販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>5] 小口債権販売業者に対する法第七条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は法第八条第一項の規定による質問若しくは立入検査（以下この条において「検査等」という。）で小口債権販売業者の従たる営業所に関するものについては、前項に規定する経済産業局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長も行うことができる。</p> <p>6] 前項の規定により、小口債権販売業者の従たる営業所に対して検査等を行った経済産業局長は、当該小口債権販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、検査等を行うことができる。</p>
--	--	--	--

の提出を命じ、又は法第八条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を法第十三条第一項第八号に規定する主務大臣に報告しなければならない。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十四条 (略)

2～4 (略)

(商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十五条 商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める行政庁の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行使させるものとする。ただし、法第十三条第一項第九号に規定する主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一～五 (略)

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十六条 (略)

2～6 (略)

(法定受託事務等)

第十七条 第七条第五項及び第六項、第八条第四項及び第五項、第十四条第二項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

の提出を命じ、又は法第八条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を法第十三条第一項第九号に規定する主務大臣に報告しなければならない。

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十五条 (略)

2～4 (略)

(商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十六条 商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める行政庁の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行使させるものとする。ただし、法第十三条第一項第十号に規定する主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一～五 (略)

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十七条 (略)

2～6 (略)

(法定受託事務等)

第十八条 第七条第五項及び第六項、第八条第四項及び第五項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

略

2

略

○日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第二百八十四号）最終改正：平成一六年四月二日政令第一六八号

改正案	現行
<p>(社債) 第二十条 法第四十一条第四号への政令で定める社債は、貸借対照表上の純資産額が十五億円以上の会社の発行する社債とする。</p> <p>(削る) (削る)</p>	<p>(社債) 第二十条 法第四十一条第四号への政令で定める社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貸借対照表上の純資産額が十五億円以上の会社の発行する社債 二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第一条第五項に規定する特定債権等譲受業者の発行する社債（前号に該当するものを除く。）</p>

○独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第二百四十二号）最終改正：改正なし

改正案	現行
<p>(年金給付等準備金の運用)</p> <p>第九条 基金は、次に掲げる方法により年金給付等準備金を運用しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第 号)第二条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(年金給付等準備金の運用)</p> <p>第九条 基金は、次に掲げる方法により年金給付等準備金を運用しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○公認会計士法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百四十号）

改正案	現行
<p>公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の見出しを「（財務に関する監査、分析その他の実務）」に改め、同条中「第十一条第二号」を「第十五条第一項第二号」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「（琉球政府を含む。以下この号において同じ。）」及び「（沖縄の地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「地方公共団体の機関又は」の下に「国及び」を加え、「（沖縄の特別の法令を含む。次号において同じ。）」を削り、「をいい、株式会社にあつては、株金総額及び出資総額の合計金額とする」を「をいう」に、「五百万円」を「五億円」に、「又は直接」を「又は」に改め、同条第一号中「銀行」を「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条第一項に規定する金融機関」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「外」を「ほか、国及び」に改める。</p> <p>（以下略）</p>	<p>公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二条の見出しを「（財務に関する監査、分析その他の実務）」に改め、同条中「第十一条第二号」を「第十五条第一項第二号」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「（琉球政府を含む。以下この号において同じ。）」及び「（沖縄の地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「地方公共団体の機関又は」の下に「国及び」を加え、「（沖縄の特別の法令を含む。次号において同じ。）」を削り、「をいい、株式会社にあつては、株金総額及び出資総額の合計金額とする」を「をいう」に、「五百万円」を「五億円」に、「又は直接」を「又は」に改め、同条第一号中「銀行、信託会社」を「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条第一項に規定する金融機関」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「外」を「ほか、国及び」に改める。</p> <p>（以下略）</p>

○商品取引所法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百五十九号）

改正案	現行
<p>附則 （金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（平成十六年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。 （中略）</p> <p>第十五条を次のように改める。 （商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等）</p> <p>第十五条 商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2・3 （略） （以下略）</p>	<p>附則 （金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（平成十六年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。 （中略）</p> <p>第十六条を次のように改める。 （商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等）</p> <p>第十六条 商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2・3 （略） （以下略）</p>

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）最終改正：平成一六年四月一日政令第一五六号

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）			
政令	事務	政令	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）	第七条第五項及び第六項、第八条第四項及び第五項、第十三条第三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）	第七条第五項及び第六項、第八条第四項及び第五項、第十四条第三項及び第四項並びに第十五条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>(検査局の所掌事務)</p> <p>第二条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二十、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第三百三條の三、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第三百五十一條、第三百五十五條の九、第三百五十六條の十五及び第三百五十六條の三十四、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十一條、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十九條第一項及び第二項、第五十五條第一項並びに第二百十三條第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三十六條第一項及び第二項並びに第四十六条第一項、金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二條第一項、第五十五条の十第一項、第七十七條第一項、第九十條第一項及び第九十條の十七第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八條第一項の規定</p>	<p>(検査局の所掌事務)</p> <p>第二条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二十、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第三百三條の三、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第三百五十一條、第三百五十五條の九、第三百五十六條の十五及び第三百五十六條の三十四、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十一條、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十九條第一項及び第二項、第五十五條第一項並びに第二百十三條第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三十六條第一項及び第二項並びに第四十六条第一項、金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二條第一項、第五十五条の十第一項、第七十七條第一項、第九十條第一項及び第九十條の十七第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八條第一項の規定</p>

に基づき検査に関すること。

三 次に掲げる者の検査に関すること。

イ〜ヘ (略)

ト 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。第四条第一項

第一号ホ、第十一号第二十号及び第二十一号第一号ロにおいて同じ。)、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者

チ〜リ (略)

ル 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第二項、第百五十条の三及び第百六十二号に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。次条第一項第一号ウ及び第二十一号第一項第一号チにおいて同じ。)

ク (略)

(削る)

ワ〜ム (略)

(監政局の所掌事務)

第四条 監政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ〜ツ (略)

ネ 信託業、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者

カ〜ハ (略)

に基づき検査に関すること。

三 次に掲げる者の検査に関すること。

イ〜ヘ (略)

(新設)

ト〜リ (略)

ル 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第二項、第百五十条の三及び第百六十二号第一項に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。次条第一項第一号ウ及び第二十一号第一項第一号チにおいて同じ。)

ク (略)

ケ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

ワ〜ム (略)

(監政局の所掌事務)

第四条 監政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 銀行業、信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。第十一号第一号及び第二十一号第一号ロにおいて同じ。)、又は無尽業を営む者

ロ〜ツ (略)

(新設)

ネ〜ハ (略)

(削る)

オ・ク (略)

二〇十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからヲまで、カからタまで、ソ、ネ、ナ及びヒムからクまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ワ及びビツに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号レに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 銀行業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関すること。

九〇十九

二十 信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十一 (略)

二十二 担当証券業、商品投資販売業及び不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

ハ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

オ・ク (略)

二〇十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからヲまで、カからタまで、ソ、ネ及びヒラからクまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ワ及びビツに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号レに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 銀行業、信託業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関すること。

九〇十九 (略)

(新設)

二十 (略)

二十一 担当証券業、商品投資販売業、特定債権等譲受業及び小口債権販売業並びに不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十三～二十九 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあつては次条第一項第一号イに掲げる者を、ハにあつては同号ハに掲げる者を除くものとする。

イ (略)

ロ 信託業、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 (略)

(銀行第二課の所掌事務)

第二十一条 銀行第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ～リ (略)

(削る)

又 (略)

二・三 (略)

2 (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

三十～三十八 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあつては次条第一項第一号イに掲げる者を、ハにあつては同号ハに掲げる者を除くものとする。

イ (略)

ロ 信託業を営む者

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 (略)

(銀行第二課の所掌事務)

第二十一条 銀行第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ～リ (略)

又 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

ル (略)

二・三 (略)

2 (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

<p>四 証券取引法第六十五条の二第二項の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督するもの。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(検査局の所掌事務の特例)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 検査局は、第二条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 信託業法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第一条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号。以下「旧特定債権法」という。)の規定に基づく旧特定債権法第一条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査に関する事務。</p> <p>二 信託業法附則第六条の規定により旧特定債権法第一条第七項に規定する小口債権販売業を営む者の検査に関する事務。</p> <p>(監督局の所掌事務の特例)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 監督局は、第四条及び前三項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するもの</p>	<p>四 証券取引法第六十五条の二第二項の規定により銀行、信託会社その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(検査局の所掌事務の特例)</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(検査局の所掌事務の特例)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 監督局は、第四条及び前三項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するもの</p>	<p>(監督局の所掌事務の特例)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

を除く。

一 信託業法附則第五条の規定により旧特定債権法第一条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の監督に関する事務。

二 信託業法附則第六条の規定により旧特定債権法第一条第七項に規定する小口債権販売業を営む者の監督に関する事務。

(検査局総務課、審査課及び検査監理官の所掌事務等の特例)

第五条の三 当分の間、第十五条から第十七条までの規定の適用については、第十五条第三号中「第二条各号」とあるのは、「第二条各号及び附則第一条の三」とする。

2) (削る)

(監督局銀行第一課の所掌事務の特例)

第八条 監督局銀行第二課は、第二十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三条第四項に規定する特定債権譲受業を営む者及

(検査局総務課、審査課及び検査監理官の所掌事務等の特例)

第五条の三 法附則第八条第二項に規定する政令で定める日又は附則第一条の三第二項に規定する政令で定める日のいずれか早い日までの間における第十五条から第十七条までの規定の適用については、第十五条第三号中「第二条各号」とあるのは、「第二条各号及び附則第一条の三」とする。

2) 前項に規定するいずれか早い日後における第十五条から第十七条までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法附則第八条第二項に規定する政令で定める日(同日が附則第

二条の三第二項に規定する政令で定める日より遅い場合に限る。

〔までの間においては、第十五条第三号中「第二条各号」とある

のは、「第二条各号及び附則第一条の三第二項」とする。〕

二 附則第二条の三第二項に規定する政令で定める日(同日が法附則第八条第二項に規定する政令で定める日より遅い場合に限る。

〔までの間においては、第十五条第三号中「第二条各号」とあるのは、「第二条各号及び附則第一条の三第二項」とする。〕

(新設)

ひ小口債権販売業を営む者の監督に関する事務をつかさどる。ただ
し、検査局の所掌に属するものを除く。

改正案	現行
<p>（取引信用課の所掌事務） 第八十九条 取引信用課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） （削る）</p> <p>附則</p> <p>（商務情報政策局取引信用課の所掌事務の特例） 第十一条 商務情報政策局取引信用課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 信託業法（平成十六年法律第 号）附則第三条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第一条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号。以下「旧特定債権法」という。）の規定に基づく書面の閲覧に関する事務に関すること。</p> <p>二 信託業法附則第三条第四項の規定による同法の施行後における旧特定債権法第六条各号に適合する旨の確認に関すること。</p> <p>三 信託業法附則第三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定債権法の規定に基づく報告徴収及び確認の取消しに関すること。</p>	<p>（取引信用課の所掌事務） 第八十九条 取引信用課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の施行に関すること。</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

四 信託業法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定債権法の規定に基づく同法第一条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査及び監督に関すること。

五 信託業法附則第六条第一項の規定により同法第八十六条第一項の登録を受けずに旧特定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業に該当する信託受益権販売業を営む者の検査及び監督に関すること。

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課の所掌事務の特例)
第十二条 (略)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課の所掌事務の特例)
第十一条 (略)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十九条の二 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十二条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第十九条の二 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>

○資産の流動化に関する法律施行令附則第一条によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）

改正案	現行
<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第十二条第一項に規定する指定調査機関であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が同法第一条第一項各号に掲げる金銭債権及びこれらを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ 理事のうち当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの</p> <p>ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>五 （略）</p>
<p>四 （略）</p> <p>（特定社債に関する法令の適用）</p> <p>第七条 法百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第二十二條、第三十二條、第三十四條及び第八十二條第三項を除く。）及び担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（平成十八年法律第...号）及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ</p>	<p>（特定社債に関する法令の適用）</p> <p>第七条 法百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第二十二條、第三十二條、第三十四條及び第八十二條第三項を除く。）及び担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁的方法による情報の提供に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ</p>

関スル件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、法第百八条の規定により発行される特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社又はその社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社又はその株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿若しくは社債権者集会とみなす。この場合において、社債等登録法施行令第六十二条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十条第六項及第三百二十一条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十条第六項及第三百二十一条第二項」とするほか、次の表の上欄に掲げる担保附社債信託法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

関スル件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、法第百八条の規定により発行される特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社又はその社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社又はその株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿若しくは社債権者集会とみなす。この場合において、社債等登録法施行令第六十二条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十条第六項及第三百二十一条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十条第六項及第三百二十一条第二項」とするほか、次の表の上欄に掲げる担保附社債信託法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。